

令和４年度 京都市立太秦中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害しその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

初期段階のいじめや、解消したいじめの事案についても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。また、特定の教職員がいじめに関わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは法２３条第１項の規定に違反し得る。

本方針は、いじめ防止対策推進法施行後、平成２９年３月に国の基本方針が改定され、国における動き及び本市の状況を踏まえ、平成２９年９月、京都市いじめの防止等取組指針が改定されたことに基づいて、本校での基本的な方向と取組内容を充実・徹底し策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。またすべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

〔実施予定〕月１回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

〔構成員〕 学校長 教頭 生徒指導主任 補導主任 生徒会主任 各学年主任 養護教諭
教育相談主任 総合育成支援教育主任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

〔役割〕

【未然防止】

- ・ いじめ未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめ（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）の情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ・ 上記に係る情報があった時には，情報の迅速な共有，アンケート調査や聴き取り調査等により，事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

【取組の検証等】

- ・ 学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき，いじめの防止等に係る校内研修を企画し，計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い，学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

【役割等の周知】

- ・ いじめ対策委員会の役割や構成員等の，児童生徒や保護者・地域等への周知

[周知方法]

- ・ 入学時・各年度の開始時には，児童生徒，保護者等に方針やいじめ対策委員会等の説明を行う。また、ホームページや全校・学年集会でいじめ対策委員会や構成委員の紹介を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

（１）学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・ 日常的に学習規律の確立に努め，集団を向上させることにより，学習環境の充実と学習意欲の向上を図ることに努める。また、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に望める環境整備を行う。

授業改善の充実

- ・ 生徒が，わかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に，「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・ 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ，すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め，生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

道徳教育・人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解・連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。また、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・いじめは重大な人権侵害であるという認識に立ち、お互いが認め合い、一人一人の人権が大切にされる集団づくりを推進する。

生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、生徒が集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

生徒同士の絆づくり

- ・「生徒一人一人が、社会生活を営む上で必要な能力を高める態度を身につけられるよう、基本的生活習慣の確立と定着を目指し、生徒理解の徹底を図り、心のかよった生徒理解を推進する」という生徒指導目標のもと、学級経営・学年経営・教科指導・生徒会指導・学校行事・部活動指導など、あらゆる学校教育活動を『他者との関わり（関係性）を深めるという視点』から取り組む。特に、生徒会活動や学級活動などの児童生徒の主体的・自発的な活動中では、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める

（２）いじめの早期発見・積極的認知のための取組

日常の児童生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては、口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと、教育相談週間を設定し、クラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の

育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

上記調査などの結果の検証及び組織的な対応

- ・学年会、生徒指導委員会での情報交換に基づき、組織的な対応や検討を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断された場合はいじめ対策委員などで問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

(3) いじめがおこったときの措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方

- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

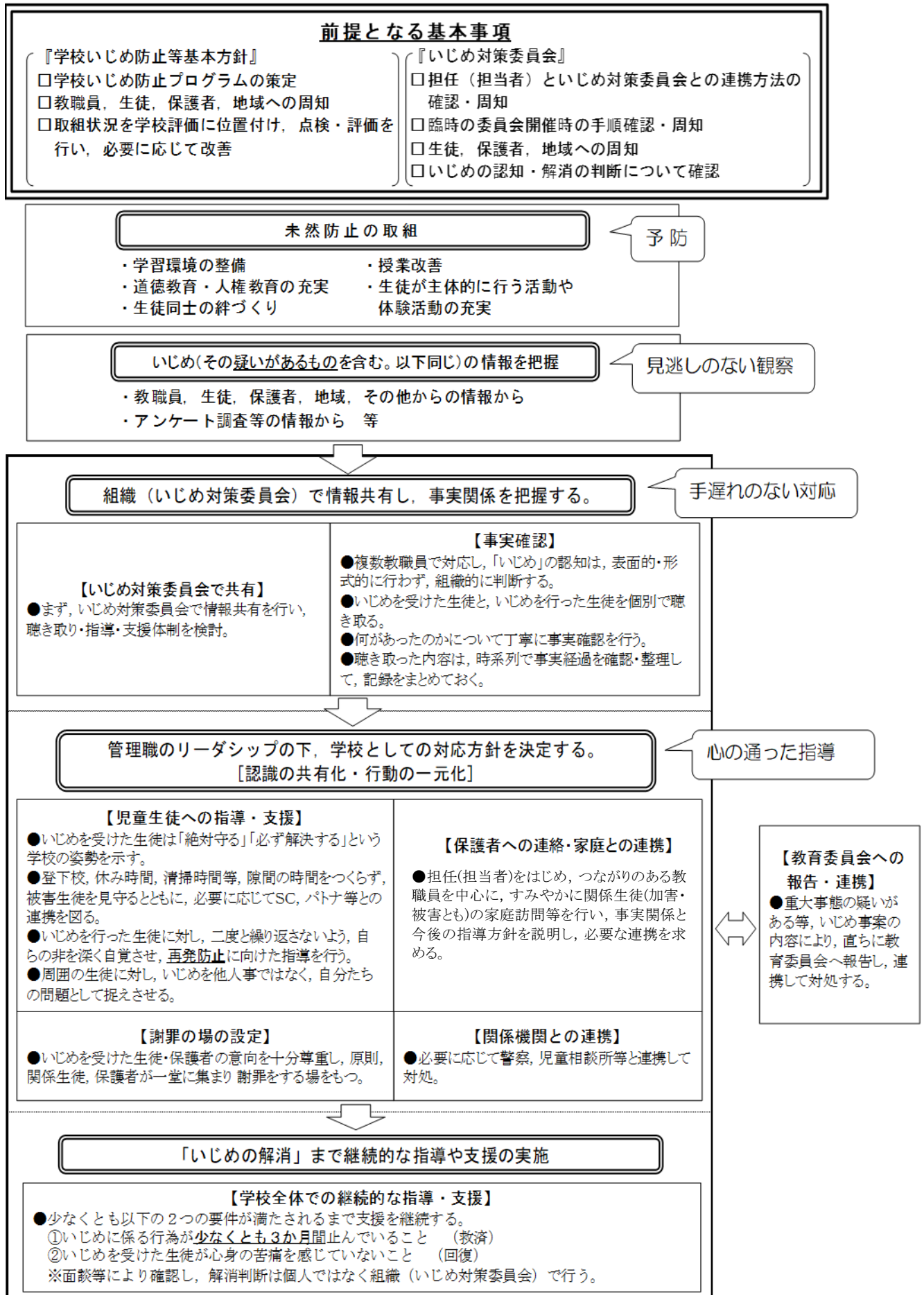
インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し、「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で、情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

いじめやその疑いを把握したとき校内での情報共有及び対応

次ページの資料を参照

<いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>



「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・「解消」とは2つの要件が満たされている必要がある。①少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいる。②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(個人情報の取扱い) *京都市いじめの防止等取組指針より

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

内容

- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修やいじめ事案対処に関する校内研修を行い、生徒や保護者の思いを十分に聴き取る力量を育てる。
- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

実施時期

- ・年間を通じて複数回実施

4 保護者・地域、関係機関との連携

保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し、「非行防止教室」を実施する。
- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

5 重大事態への対処

基本的な考え方 重大事態が発生したときの対応

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえる。
教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するために教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画

年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「生徒指導方針」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・1年生を迎える会 ・学級目標決め ・個人懇談会	・前年度の記名式アンケートを必要に応じて確認と共有	・入学式や学校だよりホームページで保護者啓発
5	◇いじめ対策委員会② 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の講話 【3年】修学旅行	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・教育相談の実施①	・PTA 総会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 「情報の共有と組織的対応」	・生徒総会	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・休日参観 ・学校運営協議会①
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・夏季課外学習 ・学年集会	・夏休み前の生徒の様子を学年で共有	・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月の生徒の状況の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 ◆小中合同研修会 「生徒の情報共有、協議、連携を深める」	・生徒会リーダー講習会 「認め合える関係づくり」 ・文化祭、体育祭に向けての取組	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール ・地生連標語
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・体育大会 ・文化祭に向けての取組 ・合唱コンクール向けの取組		

10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「行事を通じた生徒指導」	・文化祭 ・合唱コンクール ・小中連携授業参観①	・第2回クラスマネジメントシート実施、 学年集約と共有② ・教育相談の実施② （3年進路相談）	・学校評価の実施 ・学校運営協議会
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施」	・小中連携授業参観②	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②	・進路保護者会 ・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し」 「次年度の基本方針見直しと作業について」	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会	・冬休み前の生徒の様子を学年で共有	・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携の情報の集約について ・新入生オープンスクール	・冬休み明けの生徒の様子を学年で共有、 組織的対応の検討	・家庭地域教育講座
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「学校評価の結果について②」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中主任会 ・新入生小中連絡会		・学校評価の実施 ・地域生徒指導連絡協議会
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について②」 「いじめ防止プログラムの見直し③」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会
いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。 事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。				